

これからどうする? 米づくり!



# 新規需要米に取り組んでみませんか?

## 主食用以外の米づくりに転換してみませんか?

●●● 主食用以外の米(新規需要米)に注目が集まっています ●●●

日本は、飼料穀物や小麦(粉)の大部分を輸入に頼っていますが、昨今の輸入穀物・飼料の価格高騰を受け、これらを稻・米で代替しようという試みが注目を集めています。

主食用の米の需要は年々減少している一方で、稻ホールクロップサイレージ(WCS)や飼料用米、米粉といった主食用以外の用途の稻・米に対する需要は高まっており、食料自給率の向上という観点からも期待されています。

### 稻・米の主食用以外への活用方法

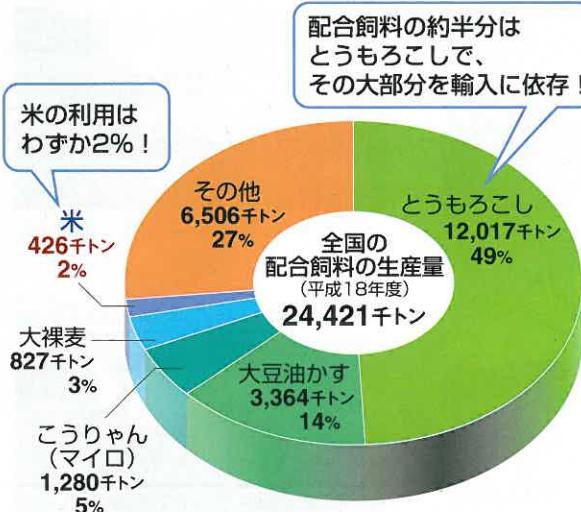
#### ①飼料用の稻・米

飼料用としての稻・米の利用は  
拡大する余地があります。

畜産農業者と連携して稻WCS、飼料用米の  
作付けに取り組みましょう！

#### ②米粉用米

パンや麺類などに米粉を利用することで  
食料自給率の向上にもつながります。  
食品産業と連携するなど米粉の利用拡大に  
取り組みましょう！



資料: 農林水産省「米をめぐる現状」

■食糧用小麦の用途別需要量 (平成18年度推計)

	国産麦	輸入麦
パン用	1(1%)	154(99%)
パスタ、乾麺、即席麺などの麺用	4(3%)	118(97%)
うどん用	39(64%)	22(36%)
菓子用	17(23%)	58(77%)
家庭用などの小麦粉用	8(7%)	100(93%)
味噌・しょう油用	1(6%)	15(94%)
合 計	70(13%)	467(87%)

[単位: 万トン]

資料: 農林水産省「水田の有効活用等について」

●●● 今までの米づくりの技術が生かせます ●●●

- ▶ 水田を水田として活用できます
- ▶ 米以外の作物の作付けが難しい地域でも取り組めます

●●● 生産調整の取組みとして扱われます ●●●

- ▶ 新規需要米として手続きすれば、水稻であっても転作作物として扱われるため、産地確立交付金(平成20年度までの産地づくり交付金)などの各種助成が受けられます

パンフレットをお開きください→県内の新規需要米の取組みを紹介しています。

## 県内での新規需要米の取組事例を紹介します！

平成20年度は、県内でも新規需要米に関する様々な取組みが行われました。ここでは、その一部をご紹介します。

### 1 稲ホールクロップサイレージ (WCS)

稻ホールクロップサイレージ (WCS) とは稲の完熟前に穂と茎葉を同時に収穫し、サイレージ調製したものです。

家畜の嗜好性に優れ、牧草サイレージと同等の栄養価を有しており、粗飼料として有効に利用することができます。

平成20年度は、生産調整の取組みとして、地域水田農業活性化緊急対策や、県やJAグループの助成を活用して専用収穫機等の導入を進めた結果、取組面積は県内全体で331haまで広がりました。

#### J A新ふくしまの取組事例

**国の支援事業の活用により  
専用収穫機等を導入し、  
稻WCSが約40ha増加!!**

J A新ふくしまでは、国の耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成）やJA福島中央会の支援を受け、稻WCS専用収穫機一式（専用収穫機2台、自走ラップマシーン、サイレージ積込機）を導入し、稻WCSの収穫・調製体制の強化を図りました。

#### ＜専用機械での収穫・調製作業の様子＞



稻作農業者は、収穫・調製作業をJAに委託することにより、機械導入や作業増加を心配せずに取り組むことができ、JA新ふくしま管内では、平成20年度の稻WCSの作付面積が、平成19年度の2haから44haに拡大しました。

収穫した稻WCSは、JAが主体となり生産と利用の仲介・斡旋を行った結果、JA組合員の畜産農業者、県北WCS利用組合に供給（一部、自家利用）されました。

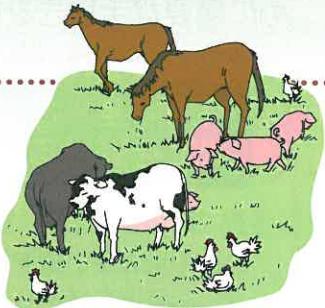
利用している畜産農業者にとっては、自給飼料生産のための労力軽減や、畜産物の低コスト生産につながっています。

## 2 飼料用米

平成20年度、JAグループ福島、商系集荷団体、生産者、実需者等により、飼料用米の生産・流通・利用を推進するための団体が組織され、飼料用米の拡大に取り組みました。

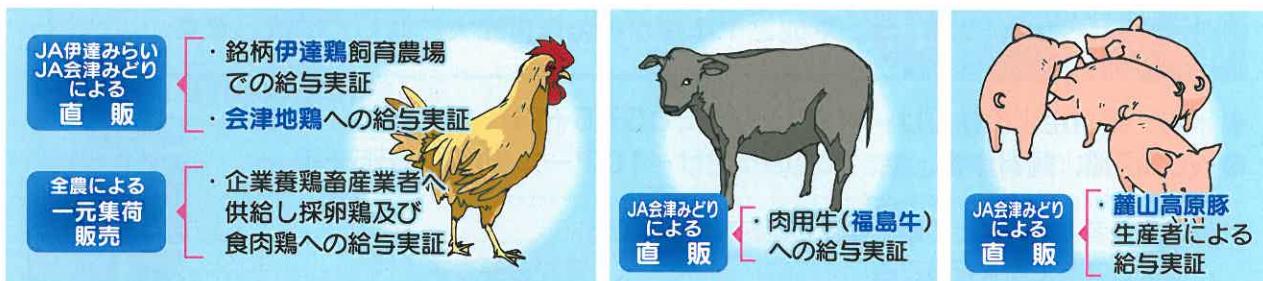
国の「飼料用米導入定着化緊急対策事業」による流通・保管経費等の助成を受け、飼料用米の流通実証及び給与実証事業を実施しています。

### 平成20年産米の流通実証実績(見込み)



### 飼料用米モデル給与実証事業の概要

各畜種別に以下の実証事業に取り組んでいます。



## 3 米粉

米粉は、製粉技術等の改良により、パン、麺、菓子など様々な食品への利用の可能性が広がっています。

一方、農業者が米粉用米を生産するには、需要先の確保が重要です。

### 県中農林事務所の取組事例

#### ①米粉製品の開発委託及び検討会

食品産業の方々と、お米を利用したパンや菓子などの商品化及び販売の検討を行いました。

その結果、(株)ヨークベニマルや(有)日の出屋(天栄村)、(株)フルラージュ(郡山市)などにおいて、米粉製品が販売されるようになりました。



●ヨークベニマル内のベーカリー【モンペリエ】で販売されている米粉パン



#### ②「うつくしま米粉フェア」

平成20年9月27、28日、郡山市内のヨークベニマル八山田店において、商品開発した製品を含むパン、菓子、ラーメン等の試食・販売会を開催しました。

#### 米粉フェアアンケートより

「米粉製品の種類の多さに驚いた」「しっとり、もちもち感がとてもおいしい」「米に対する見方が変わった」「小麦アレルギーのため、米粉製品に期待している」

このほかにも、県内各地で米粉を使った商品開発、試食などの需要拡大とニーズマッチングに向けた様々な取組みが行われています。

# 新規需要米の生産を支援します！

これまで紹介した稻WCS、飼料用米や米粉といった新規需要米の生産では、低コスト化に心がけるとともに、国等の支援策を利用する事が重要です。

ここでは、平成21年産の新規需要米の作付けに対する主な支援策とそのために必要な手続きを簡単にお知らせします。



## 新規需要米としての認定を受ける

この手続きを行うことが、助成金を受けたり、生産調整の実績として認められたりするための条件となっています。

あらかじめ

- ①米の使い道を決め
- ②ほ場を特定し
- ③需要者と契約を結び

国（農政事務所）に  
計画書を提出します。

国から  
認定を受けます

## 水田等有効活用促進交付金



平成21年産からの作付拡大に対して助成します。

- 米粉、飼料用米の作付け…10アール当たり5万5千円
- WCS用稻、飼料作物、麦、大豆の作付け…10アール当たり3万5千円



※①生産者と実需者との間で播種前契約を結ぶこと

②低コスト生産を行うこと 等が必要です。

※水田裏作や畑不作付地への作付拡大に対する支援もあります。

## 産地確立交付金



従来の「産地づくり交付金」が見直されます。

- 水田等有効活用促進交付金の対象とならない作物（野菜、そば等）の新規拡大
- 平成20年度までに既に取り組んできた転作作物の作付けの継続
- 担い手の育成や土地利用集積に対する取組み

に対して助成します。



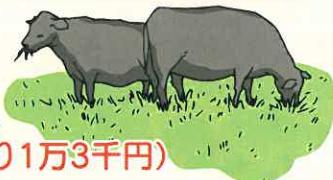
助成対象となる取組みや助成金額は、地域により異なります。

※水田等有効活用促進交付金との重複助成はありません。

## 耕畜連携水田活用対策事業補助金

飼料作物の生産を支援します。

- 団地化による飼料作物の作付け
- WCS用稻やわら専用稻の生産
- 水田放牧や資源循環の取組み



に対して助成します。

助成金額は、地域により異なります。（上限は10アール当たり1万3千円）

※専用機械の導入などハード整備に対する支援もあります。

このほか、市町村やJAからの助成を受けることができる場合もあります。

詳しくは、最寄りの地域水田農業推進協議会（JA・市町村）へお問い合わせください。